

姫路市立谷外小学校ほか 2 校スクールバス運行管理

業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和 8 年 9 月

姫 路 市

1 募集の概要

(1) 業務名

姫路市立谷外小学校ほか2校スクールバス運行管理業務委託

(2) 業務の概要

令和9年4月に学校統合を予定している姫路市立谷外小学校（谷内小学校と統合）、置塩小学校（古知小学校と統合）及び菅生小学校（上菅小学校と統合）の3校について、通学距離が伸びる児童の安全な通学手段を確保するため、スクールバスの運行を実施するもの。

(3) 履行場所

本市の指定する場所

(4) 業務期間

契約を締結した日から令和12年3月31日まで

ア 準備期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（予定）

イ 実施期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（予定）

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告をした日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申

立てを含む。以下同じ。) がなされていないこと。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 令和3年4月1日から公告日時点までの間において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する認定こども園(以下これらを「学校園」という。)に在籍する者を当該学校園に送迎するために運行する車両(以下「スクールバス」という。)の運行管理業務(運行計画に基づき、当該スクールバスを用いて利用者を学校園へ送迎するとともに、利用者の安全管理、法定点検・日常点検などを含む車両の管理及び維持整備を行う業務をいう。以下同じ。)について、1年以上継続して履行した実績を元請として有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市教育委員会事務局学校教育部学校指導課 学事担当(以下「学校指導課」とい

う。)

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地

電 話 (079) 221-2762

FAX (079) 221-2749

電子メール gakuji@city.himeji.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年(2026年)9月2日から 令和8年(2026年)11月6日まで 本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
契約条項を示す場所	学校指導課

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年9月2日(水)
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年9月16日(水)午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和8年9月17日(木)
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年9月29日(火)午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年10月2日(金)
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年10月15日(木)午後4時
7	提案内容のヒアリング	令和8年10月22日(木)(予定)
8	契約候補者の特定	令和8年10月22日(木)(予定)
9	契約候補者の通知	令和8年10月23日(金)(予定)
10	契約相手方の決定	令和8年10月28日(水)(予定)
11	契約締結予定日	令和8年11月6日(金)(予定)
12	審査結果の公表	令和8年11月9日(月)(予定)

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 使用印鑑届兼委任状(様式1-1)(本市の業者登録がない事業者に限る。)
(イ) 参加表明書(様式1-2)
(ウ) 履歴事項全部証明書(令和8年6月2日以降に発行された最新のものの原本)

又は写し)

(エ) 業務実績調書(様式1-3)

(オ) 関連企業申告書(様式1-4)

(カ) 姫路市税の納税証明書(滞納無証明書)(公告日以後に発行されたものの原本又は写し、市税の納税義務がある場合に限る。)

(キ) 国税の納税証明書(税務署様式その3の3)(公告日以後に発行されたものの原本又は写し)

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年(2026年)9月2日から 令和8年(2026年)9月16日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	学校指導課 ※ 参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 ※ 様式等ダウンロードは、次のページから行うこと。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000034103.html

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等配達記録が確認できるものによること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

学校指導課

カ 提出期間(参加表明受付期間)

令和8年9月9日午前9時から同月16日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし(提出期限最終日を除く。)、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年9月17日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。(参加表明書には必ず電子メールアドレスを記入すること。)なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由につ

いて説明を求めることができる。その場合は、令和8年9月29日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により学校指導課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

(3) その他の留意点

本項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に対しては、参加資格確認通知書の送付と同時に、以下の参考資料を追加配布する。

ア 令和8年度対象学校における児童数（参考資料1）

イ 各路線の運行ルート（案）（参考資料2）

6 説明会

説明会は行わない。

7 プロポーザルに関する質疑

(1) 参加者に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式2）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excel とする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

gakuji@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年9月29日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年10月2日午前10時から

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路市立谷外小学校ほか2校スクールバス運行管理業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式4（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録の確認できない場合は、第14項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

学校指導課

(5) 提出期間（提案資料受付期間）

令和8年10月9日午前9時から同月15日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 本件の提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

総額 137,806千円

（内訳）

- ・令和9年度 46,845千円
- ・令和10年度 45,638千円
- ・令和11年度 45,323千円

※ 本業務の実施に必要となる一切の費用を含むものとする。これには、車両の保守に要する費用、交換部品及び消耗品に係る費用のほか、リース料、利用料その他月単位等で継続的に発生する費用を含む。

※ 令和9年度の費用には、運行開始に伴う初期費用を含むものとする。

※ 令和11年度の費用には、翌年度に係る試運転に要する費用を含まないものとする。

10 ヒアリングの実施

- (1) 提案資料の内容について、確認が必要であると認められた場合は、説明を求めるため、提案者に対してヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングを実施する場合において、詳細な日時等については、別途、提案者に対して通知するものとする。
- (2) ヒアリングは、質疑応答等により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。なお、ヒアリング時には提案事業者名を名乗らないこと。また、名札等の提案事業者名のわかるものを着用して実施しないこと。
- (3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

11 提案資料の審査及び契約候補者の特定

- (1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、必要に応じてヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市立谷外小学校ほか2校スクールバス運行管理業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

ウ 委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

- (2) 評価項目及び評価基準

ア 提案に関する評価

評価項目	評価基準	配点
(1)同種業務委託の実績	・令和3年4月1日以降に、契約期間が1年以上のスクールバス運行管理業務の履行実績を元請として有する者。 ※1 契約につき、登校便又は下校便のいずれかにおいて、運行台数及び運行ルート数に応じて次の点数とする。 ・3台以上かつ3ルート以上：3点 ・2台以上かつ2ルート以上：2点 ・上記以外：1点 ※最大4件まで（上限12点）	12点
(2)業務実施体制	・業務遂行するにあたり十分な人員体制、指揮命令系統の体制が適切に確保されているか、運転者の欠員や車両不具合発生時に迅速に対応できる体制になっているか。	20点
(3)安全管理に関する取り組み	・児童の安全確保及び安全運行に向けた日常の安全管理の方法、配置運転者の要件充足を確認する方法並びに運転者に対する安全教育・研修の計画（内容・頻度・手法）は業務の履行にあたり十分かつ効果的なものであるか。	24点
(4)緊急対応体制	・運行中に発生した緊急事態に対する現場対応、関係機関への連絡手順及び運行継続・再開を適切に判断できる体制及びノウハウを有しているか。	22点
(5)準備業務	・運行開始までの準備項目を適切に把握・整理した上で、運行開始日から円滑なスクールバスの運行が可能となるような十分な準備計画となっているか。	10点
(6)独自提案	・ICT技術の活用や事業者のノウハウを活かした独自の提案が、児童の安全やその保護者等の利便性の向上に資する内容となっているか。	12点

※ 「上記2～6」の評価は、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	最低水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式5－1に記載された提案金額を対象として、

次の方法により評価点を算出する。

$(1 - \text{提案金額} \div \text{提案上限金額}) \times 20 \text{ 点}$

※ただし、提案金額が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の提案に関する評価点（満点 100 点）の平均点と事業費（提案金額）に関する評価点（満点 20 点）の合計により算出する。（満点 120 点）

(3) その他、提案審査における留意事項

ア 提案者が 1 者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した仕様等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和 8 年 10 月 22 日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、令和 8 年 10 月 28 日午後 4 時までに、本件業務の見積書を学校指導課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約日、契約金額及び審査結果については、令和 8 年 11 月 9 日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1.2 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が 2 人以上あるときは、前項第 1 号エと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）第 29 条の規定を適用する。

1.3 参加の辞退に関する事項

(1) 参加表明者は、第 1.1 項第 1 号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により学校指導課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 4 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に規定する参加資格を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において、姫路市公告第449号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他本プロポーザルの条件に違反した者

1 5 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 6 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 7 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。こ

の場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。

- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (7) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書を学校指導課まで提出すること。なお、登録業者であり、かつ電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>)